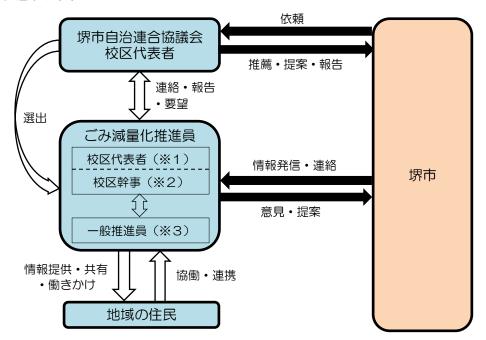
【堺市ごみ減量化推進員制度について】

1. ごみ減量化推進員設置の目的

ごみ減量化推進員は、市が発信する情報を地域の皆さんに提供・共有するなど、地域の皆さんと市をつなぐ役割を担っていただき、ごみの減量化とリサイクルを進めることを目的に設置しています。

2. 組織図

以下の組織図のように、各校区と市とが連携・協働して、ごみの減量化とリサイクルに 取り組みます。



※1 校区代表者:各校区において、校区幹事や推進員を取りまとめる。

※2 校区幹事 : 校区代表者を補佐する。

※3 一般推進員:単位自治会ごとに原則1名が設置されている。

3. ごみ減量化推進員の役割

ごみ減量化推進員には、以下に掲げるような活動に努めていただきます。

- ① 地域住民のごみ減量意識の向上に向けた働きかけ
 - (例) 勉強会や見学会の開催・参加 地域でごみ減量出前講座を開催 など
- ② 市の発信する情報を地域住民に提供・共有
 - (例)出前講座 DVD の貸出や生きごみさん講習会の案内を地域住民で共有 など
- ③ 自治会等地域団体と連携したごみ減量の推進

4. ごみ減量化推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域におけるごみの減量と資源化(以下「ごみ減量化」という。)を図るため、本市の区域に堺市ごみ減量化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(資格要件)

第2条 推進員は、自治会に所属する者で、社会的信望があり、ごみの適切な処理に関 心のある者のうちから、校区自治連合会代表者の推薦に基づき市長が依頼するものと する。

(依頼事務)

- 第3条 推進員は、関係機関及び地域関係団体等と連携して、次の活動を行うものとする。
 - (1)ごみ減量化についての市民意識の高揚とごみ減量化活動の推進
 - (2)ごみの分別収集と適正処理の展開
 - (3) その他ごみ減量化のために必要な事業の推進

(報告)

第4条 推進員は、市長の求めに応じて、「活動報告書」を市長に提出することができる。

(定数)

第5条 推進員の定数は、単位自治会ごとに原則として1人とする。

(依頼期間)

第6条 推進員の依頼期間は、依頼の日から2年以内とする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。